

## 入院時食事療養費負担額の変更について

令和8年6月1日より、診療報酬改定に伴い、入院時食事療養費の負担額が下記の通り変更となります。  
ご理解のほどよろしくお願い致します。

### 入院時食事療養費（I）

入院時食事療養費（入院時の食事代）

請求自己負担額

70歳未満	一般所得	2026/5/31まで	1食	510	円
		2026/6/1から	1食	550	円
	低所得者（住民税非課税者）	90日以内 2026/5/31まで	1食	240	円
		90日以内 2026/6/1から	1食	270	円
		※90日越え 2026/5/31まで	1食	190	円
		※90日越え 2026/6/1から	1食	220	円

※申請者のみ対応

70歳以上	一般所得	2026/5/31まで	1食	510	円
		2026/6/1から	1食	550	円
	低所得Ⅱ（住民税非課税者）	90日以内 2026/5/31まで	1食	240	円
		90日以内 2026/6/1から	1食	270	円
		※90日越え 2026/5/31まで	1食	190	円
		※90日越え 2026/6/1から	1食	220	円
	低所得Ⅰ（住民税非課税者であり、 かつ一定所得以下のもの）	2026/5/31まで	1食	110	円
		2026/6/1から	1食	130	円

※申請者のみ対応

#### 一般所得の請求金額 参考

1食510円×3食＝1,530円  
1食550円×3食＝1,650円

差額 1食→40円×3食＝1日3食：120円増額